

ニューヨーク三田会規則 (Bylaws of New York Mitakai)

慶応義塾大学(以下「塾」と略称す)並びにその関連教育機関を卒業し、またはそこに籍を置いた人達(以下「塾員」と略称す)で、米国合衆国のニューヨーク州内並びに近隣に居住する塾員の会の規則として、本規則が制定された。

1. 名称

本会はその名称を“ニューヨーク三田会(”New York Mitakai”)”と称す。

2. 目的

本会の目的は、

- (1) 塾員間の親睦と交流を促進すること、
- (2) 塾並びに連合三田会との連絡を密にすること、さらに
- (3) 本会並びに会員と慶応義塾ニューヨーク学院(KEIO ACADEMY OF NY)(以下「ニューヨーク学院」と略称す)との交流にある。

3. 所在地

本会はその事務所を、ニューヨーク州ウエストチェスター郡にあるニューヨーク学院内に設定する。(3 College Road, Purchase, NY 10577)

4. 会の開催

(a) 年次総会

本会は年に一回会員の年次総会を開催する。年次総会の日時、場所は幹事会にて決定する。

(b) 特別総会

本会は必要であれば会員の特別総会を開催できる。特別総会は、会長または幹事会が招集できる。

(c) 幹事会

本会は少なくとも年三回、幹事会を開催し、本会の運営一般について協議および決定を行なう。幹事会の決議は出席者の多数により決定される。

(d) 役員会

(1) 本会は不定期に役員会を開催する。役員会のメンバーは、役員、ニューヨーク学院長、及び会長が指名した幹事とする。

(2) 役員会は、本会の運営一般について協議し、幹事会に決議事項を提案する。

(e)年次総会実行委員会

本会は、年次総会に関する実行委員会を開催する。実行委員会は、年次総会の運営一般について協議し、幹事会に決議事項を提案する。

5. 役員、顧問、幹事役、実行委員その他

(a) 本会の役員は次の通りとする。

(1) 会長は一名とし、本会の総会並びに幹事会を招集し、また、それらの会の司会をする。

(2) 副会長は三名とし、会長不在時に会長の代行をなす。

(3) 財務役は一名にて、本会の会計を担当し、年次総会にて会計報告を行う。副財務役は一名にて、財務役の補佐をする。財務役は他に会計担当者を指名できる。

(4) 連絡事務役は一名にて、本会の事務局となり、本会と会員間、幹事会との連絡、塾、ニューヨーク学院、連合三田会と米国各地の三田会との連絡を密にする。副連絡事務役は連絡事務役を補佐する。連絡事務役は他に補佐役を指名できる。

(5) 秘書役は一名以上にて、本会の総会並びに幹事会の決議事項について議事録を作成し、幹事役に配布する。

(6) 実行委員長は一名にて、年次総会の事務局となり、年次総会の運営一般の事務を行なう。実行委員長の任期は一年とする。

(7) 役員は全員幹事役であり、幹事会にて選任され、その任期は二年間とする。

(b) 本会の顧問は次の通りとする。

(1) 顧問は数名の年長塾員の中より会長が推薦し幹事会が選任する。顧問は幹事役を兼任し、アドバイザーとして本会の運営に助言を与える。顧問の任期は特に定めない。

(c) 本会の幹事役は次の通りとする。

(1) 幹事役は十数名にて、特に人数の限定をしない。役員以外の幹事役は役員を補佐し、また本会の運営に従事する。

(2) 本会の会員が幹事役になるには、二名の幹事役の推薦により幹事会において選任される。

(3) 役員を除き幹事役の任期は特に定めない。

(d) 年次総会の実行委員は次の通りとする。

(1) 実行委員は実行委員長により幹事役の中から選任され、特に人数の限定をしない。実行委員は、実行委員長を補佐し、また年次総会の運営一般の事務を行なう。

(e) その他、会長が必要とみなす時には、会の会計について特別監査人を指名できる。特別監査人は本会の役員、または幹事役でない塾員を指名できる。

6. 活動内容

(a) 本会の活動は非営利活動に限定され、総会、幹事会とは別に各会員がそれぞれの塾時代の同窓生、クラブ、体育会、同好会などのメンバー間の親睦を図る会を自由に開催できる。現在次のような会が存在している。

(1) Executives Club

(2) Green Club (ゴルフ大会、慶早ゴルフ戦)

(3) Ladies Mitakai (レディース三田会)

(4) Taiikukai (体育会)

(5) 金融クラブ

(b) 会員名簿を保管、管理する。

(c) 塾長及び塾関係者、又は著名な塾員のニューヨーク訪問時に歓迎会を開催する。

7. 会費と会計

(a) 本会の運営は、会員の各会への参加費並びに総会での参加費等々よりの資金にて運用され、会員からの特定年間費の徴収はない。

(b) 本会の会計年度は暦年とする。本会は毎年税務当局に対し税務申告書を提出する。

8. 雑則

本会規則にて規定されない事項については、幹事会にて討議され、その決定が最終的となる。

9. 有効日と改正日

本会則は2003年4月1日より有効となる。本会則は2006年1月23日、2006年1月6日、2007年8月6日、2008年8月12日、及び2018年3月に改正された。